

## 「中小企業憲章に関する研究会」出席者からのコメントの整理

### （中小企業憲章の目的・位置づけに関連したコメント）

現在のような産業構造の変わり目の中、中小企業の考え方や企業行動の参考になるものを盛り込むことで、中小企業の大きな力になるものとすべき。

大企業の浮き沈みに左右されやすい中小企業にとって、救いとなるようなものであるとともに、現実の問題を解決するものとなることが必要。また、実現可能な実施計画が示されることが重要。

苦しい状況に追い込まれた時に、中小企業にとって心のよりどころとなるようなものとすべき。

強い中小企業が強さを維持し、国内で製造し続けることが、中小企業全体の仕事を守ることにつながる。そのためには、強い中小企業に「極めて具体的な」チャンスを与えることが必要。

努力によって解決できない課題を乗り越えるためのものであるべき。

### （中小企業憲章の形式に関連したコメント）

平成 11 年に改正する前の中小企業基本法には、「われらは～」といった格調高い前文が書かれていた。憲章はまさにそのような前文のようなものではないか。

### （中小企業憲章の内容に関連したコメント）

#### （総論）

日本経済は中小企業だけでは成り立っているわけではなく、経済全体のダイナミズムと関連づけて考えるべき。

中小企業政策は、中小企業庁だけでなく、政府一体（横串）で推進することが必要。各省横断的施策が必要であり、政官民がきちんと連携しないといけ

ない。

中小企業の課題は、「経営力の向上」、「人材の育成・活用」、「イノベーション」、「グローバル化」。金融・税制支援、人材確保を含む中小企業のものづくり、IT活用、国際化の促進、地域経済の再生に取り組むべき。今後の中小企業政策として、組合等の中小企業連携組織に対する支援の強化、技術革新支援、下請取引の適正化・官公需支援、機動的な金融支援等に取り組むべき。

憲章の制定においては、単なる中小企業の地位向上を目的とした理念を掲げるだけでなく、中小企業基本法に足りない機能の補完も目的として、国が積極的に関与する具体的な中小企業政策の実行につながるものとすべき。

#### （起業家精神（アントレプレナーシップ）の称揚）

日本の経済成長には、中小企業の成長が不可欠。新しい課題にチャレンジする中小企業を国として応援することが重要であり、「起業家精神」の称揚が必要。

「企業家精神」の賞賛が必要。

#### （外国人による日本国内での起業促進）

日本経済の活力を高める観点から、外国人が日本で起業する、海外の中小企業が日本に進出するといったことも、一つの視点としたい。

#### （国際展開、海外マーケティング）

中小企業のために海外マーケティングを支援し、国際展開を促進すべき。中小企業が新たな取引関係を構築していくべき。例えば、政府や地域が支援し、商社機能を担うことも一案。

### （産業支援）

経済産業省、中小企業庁の施策ツールはハードもソフトも素晴らしいが、運用方法に問題がある。特に産業支援人材の充実が必要。中小企業に対する経営指導の際には、セールスポイントを発見し、それを基に戦略を立案し、結果につなげることが重要。

産業支援人材として、士業（弁護士、税理士、社労士）の方々を、より活用していくことも重要。

民間では困難な融資は国など公的機関が不可欠。

### （ものづくり支援、研究開発、人材育成）

補助金等によるものづくり支援施策は、技術開発にかかるリスクを取って挑戦しようという中小企業の意欲の後押しになる。

大企業出身者に中小企業に就職してもらい、中小企業がやりたくても実現できないことを指導してもらうことが望ましい。

中小企業の経営基盤の強化が不可欠。さらには、イノベーションによって中小企業が自立的に発展することが必要。

他企業との共同研究、異業種交流、大学等公的研究機関との研究開発が必要。人材育成の重要性を憲章に盛り込むべき。

### （教育）

日本では、企業家精神や中小企業で働く意義について、教育現場で取り上げられていない。教育について憲章で取り上げることを期待。

中小企業への就職を称揚するようなキャリア教育を推進してほしい。

日本で起業家に対するイメージの向上のためには、企業家理念などの教育機会を設けることが必要。

就職前の学校教育の段階で、規範意識や問題解決能力を習得すべき。

中小企業でインターンシップを行ってほしい。

( 小規模企業・商店街の重要性 )

社会の安定や文化・技術の伝承の担い手としての日本の family business に着目してはどうか。

中小企業の多くは「家業」ともいうべきものだが、これまで十分に議論してこなかった。このような中小企業について、しっかりと認識し、位置づけることが重要。

「小規模企業」の位置づけを明確化すると同時に、地域コミュニティの維持に貢献する小規模企業の役割を再認識すべき。

元気な商業・商店街を応援するような内容にしてほしい。

( 新分野進出・異業種展開 )

中小企業に対しては、直接的に売上げを伸ばすための支援や、新分野進出に対する支援が必要。

開発に対する補助金、助成金が必要。

自社の強みを活かし、商品に独自性を与え、付加価値を付けることが必要。

変えるべきところは変え、維持するべきところは維持することが重要。

業種によっては異業種展開は難しい場合もある。現実に即した政策を講じるべき。

( 下請取引、競争環境 )

下請取引の適正化のための対策を講じてほしい。

公正な取引環境の醸成をお願いしたい。

中小企業を産業政策の中心に置くことが重要。中小企業の生産性を向上させると共に、優越的地位の濫用に伴う不公正取引を排除し、公正な取引関係を

構築することが重要。

(その他)

組合等の連携活動の推進について憲章に盛り込むべき。

中小企業が良くなる理由として、EUのように年度ごとに政策を評価し、中小企業の声を反映する仕組みがないこと、中小企業の役割は経済的側面だけでなく、社会的・文化的側面もあることを認識されていないことが挙げられる。

中小企業に必要なのは、お金ではなく仕事。そのために、政府が川下製造業者のニーズをより具体的に中小企業へ提供するなど、一歩進んだ施策が必要。憲章を具体化する政策に中小企業が関われる仕組みが必要。

外国人として日本で起業するのは、様々な制約条件があって大変。

失敗を恐れず(起業などに)挑戦することが重要。失敗しても再度ゼロからスタートすればよい。

中小企業には、発展性のある職業を提供してほしい。

若者だけではなく、シニアも頑張れるような社会にすることが重要。また、中小企業同士が助け合うことの重要性を憲章に盛り込むべき。